

資料紹介

時限札について

近辻 喜一

① はじめに

筆者がはじめて時限札なるものを目にしたのは、郵政博物館で開催された企画展「時計物語」(会期：令和3年2月1日～3月26日)であった。説明には番号札とあり、一辺7センチくらいの真四角の白木の札で、角にあけられた穴を天にし、表面に「〇〇便」、裏面に「本寮」と楷書で墨書されている。早朝便が1枚で、残りの朝便・午前便・昼便・日中便・午後便・夕便が各2枚の合計13枚(写真1)だった。

② 時限札とは

明治7年2月7日省議による「大集配并開函人心得方并約束」⁽¹⁾全15条のうち特に重要な第一条から第四条までを引用する。これは時限札に関する唯一の資料である。

第一条 大集配并開函人ハ毎日午前六時マテニ必ラス溜所ニ出頭スヘシ若シ其時間ニ後ル、歟或ハ集配開函ノ途中行歩ノ怠情ヨリ帰寮ニ遅延シ差立テ配達ノ時間ヲ欠キ候ハ、金二十五銭以内ノ違約謝金可申付事 但途中非常ノ事故アルハ此限ニアラス

第二条 郵便仮役所及ヒ取扱所ニ到候ハ、諸事礼節ヲ厚フシ聊カニテモ威厳ケ間敷或ハ郵便物渡シ方ノ遅速ヲ口実トシ粗暴ノ応答致スヘカラス 若シ謂アリテ渡方相後レ候ハ、穩当ニ其時間ノ証ヲ申請ケ精々急歩帰寮時限ニ外レサル様可心 掛右規則ヲ犯シ応答粗暴ノ義有之候ハ、五拾銭以内ノ違約謝金可申付事

第三条 郵便物並継送り帳請渡ノ節精々入念粗漏ノ所為アルヘカラス 若シ取扱方杜撰ヨリ致紛失候節ハ郵便罰則ニ照シテ処断可相成儀ト可心得事

第四条 各所の郵便開函ノ節時限札ヲ入置候ハ、開函ノ有無及ヒ遅速ヲ照明センカ為メナレハ必ラス真時限ト差違無之様可入置尤監察ノ者見廻リ不相当ノ時限札ニ候得ハ何時改の紙札ヲ

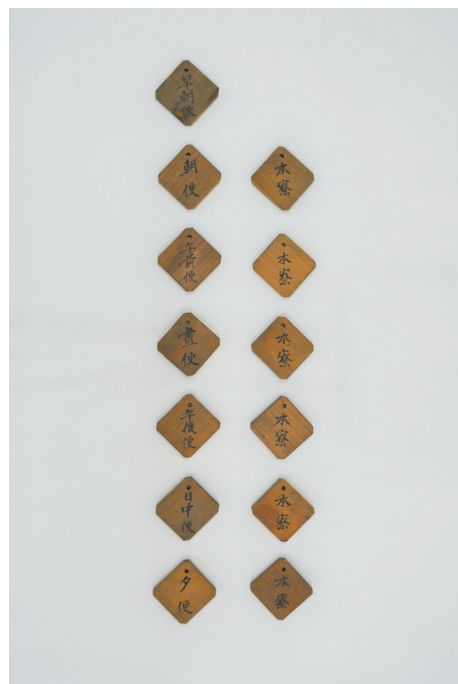


写真1 時限札

1 「駅通局類聚摘要録」第五編 郵便ノ部pp 548-555所収。後半部の郵便小集配人并臨時配達人心得方約束条例(明治7年1月)も参考になる。小集配とは、仮役所の管轄地域での郵便物の配達のこと、15人の小集配人が一斉に駅通寮を出発する。

入換候筈ニ付其節ニ至リ何様申繕ヒ候トモ聊カ取揚ケ無之儀ト兼テ可相心得若シ此規則ニ背き候節ハ一便ニ付金五拾銭以内ノ違約謝金可申付事

大集配とは運送便のことで、本寮を出発した大集配人は15仮役所を回って帰ってくる（第一条）。仮役所では直接引き受けた郵便物と管轄ポストから集められた郵便物を受け取り（第二条）、継送帳の受け渡しをする（第三条）。局前ポストを開函して郵便物を取り集め、時限札を入れてくる（第四条）。

3 便号印⁽²⁾

駅通寮は、明治4年12月の東京長崎間の郵便開通と同時に、三府の府内郵便の実施を計画したが、東京については準備がととのわず5年3月にずれ込む。以後、東京府内郵便の毎日の集配度数は3便、5便、6便と順次増便された（表1）。この集配体制を監察するために便号印が導入されたと考えられる。本局では郵便物（封書）に便号印を押して配達したが、中継印や差立印にも一部使用した（図1）。

4 時限札と便号印との関係

前述の省議は明治7年2月なので、便号印は二重丸N1B1印のときである（表1）。時限札と便号印の便名を表2に示すが、二重丸印には「便」の表示はない（写真2）。うち5便（朝便・

#	便号	使用期間	便号印	早朝便	朝便	午前便	晝便	日中便	午後便	夕便	夜便
1	3便期	M5.3.1～M5.5.30	枠付便号印		○		○			○	
2	5便期	M5.6.1～M5.9.29	枠付便号印		○	○		○	○	○	
3	6便期	M5.10.1～M6.3.31	小型枠無/枠付便号印		○	○		○	○	○	○
4	6便期	M6.4.1～M8.6.30	二重丸N1B1印		○	○		○	○	○	○

※出典：手嶋 康・浅見啓明『19世紀の郵便』解説編 pp 73-81

表1 便号印

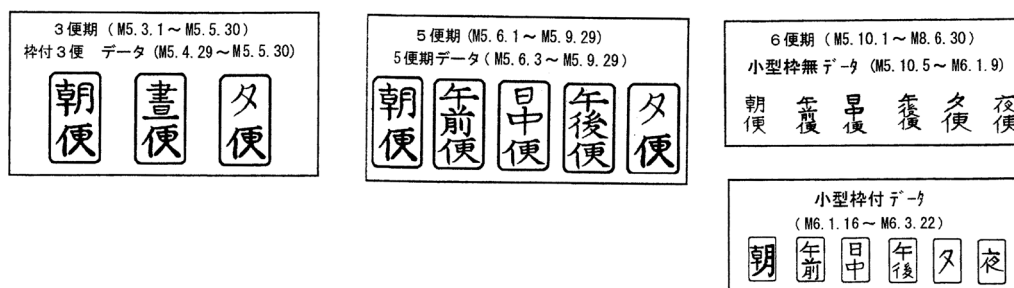


図1

	使用期間	便名						
時 限 札	M7.2.-M8.6.30	早朝便	朝便	午前便	昼便	日中便	午後便	夕便
二重丸印	M6.4.1-M8.6.30	朝	午前	日中	午後	夕	夜	

表2 時限札と二重丸印の便名

2 本節は、手嶋康・浅見啓明『19世紀の郵便—東京の消印を中心として—』解説編、2003年、pp 73-81による。

午前便・日中便・午後便・夕便)は共通だが、時限札の早朝便・昼便と二重丸印の夜便は独自の便名である。

表3は、明治5年10月に東京府内郵便が毎日6便に増便されたときの「改正東京府内横浜市中井両地往復郵便差立時刻表」⁽³⁾である。朝便・午前便・日中便・午後便・夕便は府内集配便で、府内日中便を除く朝便・午前便・午後便・夕便は横浜への差立便であり、夜便は横浜への差立便と横浜からの到着便で、府内への配達は翌日になる。

表4は、明治8年7月の10便に増便される直前の時刻表であるが⁽⁴⁾、大集配の便名も上記の5便である。10便になると二重丸印の便名表示は平仮名になり(N1B2)、時限札の使用も廃止された。

(ちかつじ きいち 郵便史研究会会長)

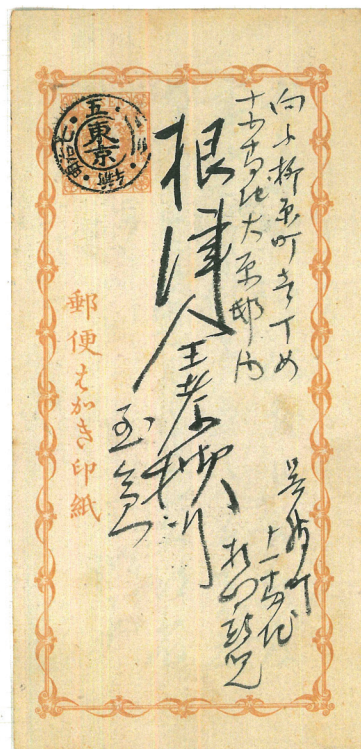


写真2

3 『郵政百年史資料』第一巻 太政類典・公文録（郵便・為替貯金）p 62に関する附表四

4 『郵政百年史資料』第一巻 太政類典・公文録（郵便・為替貯金）p 99に関する附表五甲

表 3 改正東京府内横浜市中并兩地往復郵便差立時刻表

東京府内并横浜江郵便差立時刻表									
配達方別段差急候者ハ其郵便物へ別配達ト朱ニテ記シ表面ノ時刻何時ニテモ定額郵便物ノ外ニ規則ノ通増税切手張付郵便通票并各ステーションノ内江差出可申事									
江戸橋駅通票		府内各局		箱場并新橋品川神奈川		江戸橋駅通票		各郵便局	
朝便	六時三十分	七時	六時三十分	八時十分	七時	八時十五分	九時	六時三十分	七時十五分
午前便	九時	十時	九時三十分	十時十分	九時三十分	十時十五分	十一時三十分	八時	九時十五分
日中便	十二時三十分	十一時三十分	十二時	十一時三十分	十二時	十二時十五分	十三時十五分	十時半ヨリ	十一時半ヨリ
午後便	三時	四時三十分	二時三十分	三時四十分	二時三十分	三時十五分	四時三十分	一時ヨリ	一時半ヨリ
夕便	五時三十分	七時	五時	六時十分	五時	六時十五分	七時十五分	一時ヨリ	一時半ヨリ
夜便	九時三十分	七時半	七時	八時十五分	七時半	八時十五分	九時半ヨリ	四時半ヨリ	五時半ヨリ
大坂へ郵便差出時刻									
差出場所	江戸橋駅通票	総テ遠近諸国江差出ス郵便ハ前ノ本表ニ記スタ便迄ノ時刻割ニテ汽車ステーションヲ除クノ外夫々便宜ノ場所江差出可申事							
午後便	二時	便迄ノ時刻割ニテ汽車ステーションヲ除クノ外夫々便宜ノ場所江差出可申事							
夕便	五時半限	便迄ノ時刻割ニテ汽車ステーションヲ除クノ外夫々便宜ノ場所江差出可申事							

表 4 東京府内并横浜江郵便差立時刻表